

令和2年4月21日

京都府農林水産技術センター農林センター

低温に伴う農作物の被害防止に向けた技術対策

農業技術情報（第1号）

大阪管区気象台発表の近畿地方1か月予報（4月18日から5月17日まで）によると「期間の前半は気温がかなり低くなる見込み」となっており、農作物の生育への影響が懸念されるところです。

今後の気象状況と作物に応じた管理ができるように、以下の事項を参考に必要な対策を講じてください。

1 水 稲

○気温の変化に留意し、育苗ハウスの加温や育苗箱の被覆等苗の生育にあわせた温度管理を徹底し、健苗育成に努める。屋外にある苗はビニルなどで被覆し、保温に努める。

○ハウス内に設置の育苗箱のかん水はできるだけ午前中に行い根圏の保温に努める。

水田に設置の育苗箱の場合は、箱の高さまで入水し保温に努める。

○移植作業については、稚苗の不適地への植付けを抑制し、適期を越えた早植えを避けるとともに、活着適温に配慮し、気温及び水温が十分上昇してから作業を行う。

2 麦 類

○暖冬により生育が進んでいる。出穂後の開花期が赤かび病の防除適期であるため、ほ場を見回り適期防除に努める。

3 野 菜

○出芽時又は定植後の幼苗期は、不織布などの被覆資材でべたがけし、地温の保持に努める。

○ハウスやトンネル栽培ではビニル破損や隙間を確認し、修繕するとともに、寒さがきびしい場合は内張カーテンや不織布などで多層被覆する。また、かん水や換気は日中の温度の高い時間帯に行い、寒気に長時間さらさないようにする。

○加温設備がある場合は、暖房器具の保守、点検を行い、不着火による低温障害がないようにする。

○被害が発生した場合には、欠株の補植、速効性肥料の施用等により草勢の回復を図るとともに、病害虫を適切に防除する。

4 茶

○令和元年産一番茶期において多大な凍霜被害を受けたところであり、霜害の発生が懸念される場合は、防霜ファン等を確実に稼働させるよう、凍霜害防止策の徹底について注意をお願いします。

○霜注意報等に注意し、棚等の寒冷紗被覆、防霜ファン等の凍霜害防止対策を行う。

○霜害被害にあった場合、2葉以上開葉していた茶園では、摘採時に被害葉が混入しないよう整枝を行う。ただし、樹勢が弱い茶園では、浅い整枝に留める。

また、霜害を受けると、摘採時期の遅延によりカンザワハダニの発生が多くなるおそれがあるため、観察に努め、防除を徹底する。

5 果 樹

○霜情報等に注意し、燃烧法（空気対流によって霜を防ぐ）や夜間散水スプリンクラー等で対処する。燃烧法で防ぐ場合は、周辺環境に十分注意する。

○地表面での熱移動が妨げられるので、敷わらの全面被覆は避ける。

○土壌が乾燥している場合には、日中の散水も有効で、温度の高い時間帯に散水を行い、地中への蓄熱につとめる。

○幼果が霜害を受けた場合は、被害様相が明らかになり結実を確認してから摘果を実施する。また、霜害を受けた枝は、その後の生育を見て、枯死した部分はせん定する。